埼玉県東松山警察署告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の８第１項の規定により確認事務の一部を委託したので、法第51条の12第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年９月１日

埼玉県東松山警察署長　杉山　勝信

１　放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1)　名称

株式会社コアズ　埼玉支社

(2)　主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区東町１丁目16番地２

２　確認事務を行う区域及び期間

(1)　区域

埼玉県東松山警察署の管轄区域

(2)　期間

令和８年10月１日から令和11年９月30日